意見書案第13号 令和3年6月29日提出 令和3年6月29日可決

> 提出者 市議会議員 鈴木 数 成 修 同 角 田 窪 出 同 田 同 須 賀 史 博 武 同 中 里 同 長谷川 薫 也 同 森 和 冏 幸 同 部 忠

ヤングケアラー支援の推進についての意見書

厚生労働省と文部科学省の実態調査では、「世話をしている家族がいる」という生徒の割合は、中学生が5.7%でおよそ17人に1人、全日制の高校の生徒が4.1%でおよそ24人に1人となっており、我が国における喫緊の課題となっている。

このような中で、福祉・介護・医療・教育の関係機関や関係団体などが連携してヤングケアラーを支援する厚生労働省と文部科学省のプロジェクトチームが報告書を作成し、「早期発見・把握」「支援策の推進」「社会的認知度の向上」の3本柱で対策を進めるべきだと提言している。

報告書の中には、ヤングケアラーの実態についてまだ、把握できていない自治体も多く、ヤングケアラーである可能性を早期に確認する上での課題として家族内のことで問題が表に出にくく、子どものヤングケアラーとしての状況の把握が難しいという点が挙げられている。

また、ヤングケアラーの支援としては、新たに家事や子育てを支援する体制の整備やひとり親家庭への生活支援の推進も必要となる。そのためには、多岐にわたる関係機関や関係団体の相談窓口を明確にする必要性もあり、また、子どもたちがアクセスしやすいSNSの活用や、関係のある福祉・介護・医療・教育の担当者が合同で研修をすることなど、体制の確立と財政の確保が急務である。

よって、国においては、下記の事項の実現について強く求める。

記

- 1 国がスキームを示し、自治体が取り組む実態調査及び悩み相談支援体制への 人材の配置、財源の確保等への支援を行うこと。
- 2 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてのモデル事業、マニュアルを作成すること。
- 3 教育現場においては、情報交換や連携の促進のため、スクールソーシャルワーカー等の配置支援を進めること。
- 4 ヤングケアラーの役割は多様であり、家族に対するアセスメントの留意点を 周知するため、適切な福祉サービス等の運用指針を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 あて 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣